

平成 2 8 年度
第 2 回八代市地域公共交通会議
資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料 1	平成 28 年度 第 2 回 八代市地域公共交通会議 議事説明	1~9
資料 2	平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(計画推進事業)) 交付決定につ いて	10~14
資料 3	平成 28 年度熊本県立大学地域貢献研究事業について (通知)	15
資料 4	八代市の公共交通に関するご意見・ご提案について	16~19
資料 5	バス路線の輸送サービス内容変更について (通知) ※夏休み子ども定期券の販売	20~22
資料 6	バス路線の輸送サービス内容変更について (通知) ※夏休み中学生・高校生定期券の販売	23~27
参考資料	八代市地域公共交通会議設置要綱 及び 委員名簿	28~31

平成 28 年 7 月 11 日
八代市 企画振興部 企画政策課

平成28年度 第2回 八代市地域公共交通会議 議事説明

【 報告事項 】

(1) 平成27年度事業報告及び決算について

①平成27年度事業報告

【八代市地域公共交通会議】

- ・路線バス・乗合タクシーの運行内容見直しに係る協議
- ・八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務
- ・八代市モビリティ・マネジメント推進事業に関する協議

期 日	会 議 名	主な協議内容
H27.5.7	第1回地域公共交通会議（文書協議）	➤ 椎原線の路線のせかえ及び停留所移設について
H27.6.12	第2回地域公共交通会議 （八代市役所）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度事業報告及び決算について ➤ 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について ➤ 平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））の交付申請について ➤ 八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務 企画提案競技（公募型プロポーザル）の実施について
H27.7.31	第3回地域公共交通会議 （鏡保健センター）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 路線バス及び乗合タクシーの運行内容見直しについて（君ヶ淵線関係） ➤ 八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務 企画提案競技（公募型プロポーザル）の実施について
H28.1.27	第4回地域公共交通会議 （千丁支所）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 任期満了に伴う委員の改選について ➤ 補正予算について ➤ 路線再編に関する検討の経過について ➤ 八代市モビリティ・マネジメント推進事業の進捗状況について
H28.3.25	第5回地域公共交通会議 （八代市役所）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再編実施計画(案)の概要について ➤ 八代市モビリティ・マネジメント推進事業の実施結果について ➤ 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））の交付申請について

【八代市地域公共交通再編実施計画策定調査業務】

- ・国土交通省の平成 27 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））の交付決定を受けて実施。
- ・「八代市地域公共交通網形成計画」の中で整理された問題点について、改善を図るため、路線の見直しを具体的に検討し、「八代市地域公共交通再編実施計画」の素案として取りまとめ。
- ・路線再編に向け、効果や課題を検証するため、市街地における乗合タクシーの導入や、通勤需要が見込める外港工業団地へのシャトルバス運行を試験的に実施。

■試験運行について

期 間	取組名称	主な内容・結果
H27.11.2(月) ～ 12.28(月) (約 2 ヶ月間)	乗合タクシー 試験運行	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ①東町・古麓ルート（週 2 回：火・金） ➢ ②揚町・植柳下ルート（週 3 回：月・水・木） ➢ ③平和・植柳新ルート（週 3 回：月・水・木） ➢ 運賃：無料 ➢ 利用登録が必要（①43 人、②342 人、③187 人） ➢ 前日 16 時までの事前予約制 ➢ 利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 稼働率 53.1% 延利用者数 45 人(1.3 人/便) ② 稼働率 73.0% 延利用者数 201 人(2.8 人/便) ③ 稼働率 52.0% 延利用者数 115 人(2.2 人/便) ➢ 利用登録者、利用者等にはアンケートを実施。
H28.2.15(月) ～ 2.26(金) (土日除く 10 日間)	外港通勤バス 試験運行	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 平日の朝夕 1 便のみ ➢ ヤマハ・YKK の従業員に周知 ➢ 定時・定路線の 2 ルート ➢ ①北ルート：期間中の利用者 85 人（往復合計） （新八代駅、海士江、田中北、永碓、イオンなど） ➢ ②南ルート：期間中の利用者 49 人（往復合計） （妙見宮、八代駅、新町、八代宮、ゆめタウンなど） ➢ 利用者にはアンケートを実施。

【八代市モビリティ・マネジメント推進事業】

- ・国土交通省の平成 27 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））の交付決定を受けて実施。
- ・「八代市地域公共交通網形成計画」に記載されている「6-2 目標達成に向けた施策展開」の中の「■公共交通の有効活用に関する施策展開」の「①積極的な広報・分かりやすい情報提供や利用の“きっかけ”づくりの実施」、「③モビリティ・マネジメントの実施」にあたる事業として実施。
- ・平成 27 年度は、今後の展開を念頭に置いたモデルとして、先行的に一部の学校や企業を対象とし、効果や課題を検証。

※ モビリティ・マネジメントとは（MMの定義）

ひとり一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策です。

八代市では、「くらしを楽しくする交通手段の選び方」と捉え、事業に取り組んでおります。

■学校を対象に実施した内容

実施した学校：八代白百合学園高校、八代高校、八代中学校

期 間	取組名称	主な内容・結果
(1) H28.1.16(月) ～ 1.31(日) 最初、郵送での回収方法で実施したが、回収率が悪く、学校で回収いただく方法で再度実施。 (2) H28.2.9(火) ～ 2.15(月)	コミュニケーションアンケート ※ 配布物を見てもらいながら回答いただくアンケート ※ 八代白百合学園高校と八代高校の1年生には、市街地循環バスの無料お試し券も配布。	▶ 対象者 ① 八代高校（491人） 1年 248人、2年 243人、3年 対象外 ② 八代白百合学園高校（254人） 1年 128人、2年 126人、3年 対象外 ③ 八代中学校（240人） 1年 80人、2年 80人、3年 80人 ▶ 回収状況 ① 八代高校 配布 491票 回収 450票 回収率 92% ② 八代白百合学園高校 配布 254票 回収 230票 回収率 91% ③ 八代中学校 配布 240票 回収 223票 回収率 93%
H28.3.12(土) 13:30～15:30 八代高校 H28.3.16(水) 14:30～16:30 八代白百合学園高校	ワークショップ及び学校への聞き取り調査	▶ 対象者 ① 八代高校 1年生 2人 2年生 2人 合計 4人 副校長 ② 八代白百合学園高校 1年生 3人 2年生 3人 合計 6人 教頭

■企業を対象に実施した内容

1. アクセスが比較的便利な企業（イオン八代(株)イオン八代店）

期 間	取組名称	主な内容・結果
H27.11.17(火) ～ 11.25(月)	事前アンケート ※ 通勤プランを 作成するため	▶ 配布・回収 配布 550 票 回収 387 票 回収率 70.4%
H27.12 下旬	公共交通情報等の 配布	【配布物】公共交通マップ、啓発冊子 ※ 一部の方（バスでの通勤が可能と思われる方） には「通勤プラン」を作成し、配布。
H28.1.15(金) ～ 1.31(日)	事後アンケート ※ 情報提供によ る意識・行動の 変化等を把握	▶ 配布・回収 ●施策群：「通勤プラン」を配布したグループ 配布 50 票 回収 32 票 回収率 64% ●制御群：「通勤プラン」を配布してないグループ 配布 228 票 回収 147 票 回収率 64%
H28.2.25(木) 13:00～14:00	ワークショップ 及び 企業への聞き取り 調査	▶ 対象者 店長 及び 従業員（全 5 人）

2. アクセスが難しい企業（ヤマハ熊本プロダクツ株）

期 間	取組名称	主な内容・結果
H27.12.21(月) ～ H28.1.9(土)	コミュニケーショ ンアンケート 及び 外港通勤バスに対 する意向把握	【配布物】公共交通マップ、啓発冊子、アンケート ※ アンケートを実施することによる効果を把握 するため、半数の方には、「外港通勤バスに対 する意向把握」のみを実施。 ▶ 配布・回収 ●施策群：「アンケート」を配布したグループ 配布 187 票 回収 177 票 回収率 95% ●制御群：「アンケート」を配布してないグループ 配布 187 票 回収 177 票 回収率 95%
H28.1.15(金) ～ 1.31(日)	事後アンケート ※ 情報提供によ る意識・行動の変 化等を把握	▶ 配布・回収 ●施策群：「アンケート」を配布したグループ 配布 187 票 回収 185 票 回収率 99% ●制御群：「アンケート」を配布してないグループ 配布 187 票 回収 182 票 回収率 97%
H28.3.14(月) 聞 8:00～9:00 ワ 9:00～10:00	企業への聞き取り 調査 及び ワーク ショップ	▶ 対象者 聞き取り：総務課 2 人 ワークショップ：従業員 7 人

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	節	予 算	決 算	差 額	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金		0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 国補助金	9,498,000	9,401,258	-96,742	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・再編計画策定事業 6,004,658 円 ・計画推進事業 3,396,600 円
			2 市補助金	3,408,000	3,402,216	-5,784	・再編計画策定事業(振込手数料分) 4,752 円 ・計画推進事業 3,397,464 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	0		
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入		0	35	35	H27 上期分 利息
合 計				12,906,000	12,803,509	-102,491	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	節	予 算	決 算	差 額	説 明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 報酬	113,000	76,700	-36,300	源泉徴収 5,720 円 委員報酬 70,980 円
			2 事務費	1 事務費	9 旅費	14,000	7,628
	12 役務費	8,000			5,616	-2,384	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	13 委託料	12,771,000	12,713,530	-57,470	・再編：コンサル 4,600,800 円 ・再編：試験運行① 347,530 円 ・再編：試験運行② 972,000 円 ・計画推進事業 6,793,200 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費		0	0	0	
合 計				12,906,000	12,803,474	-102,526	

歳入額 12,803,509 円 - 歳出額 12,803,474 円 = 35 円

会計監査報告

平成27年度八代市地域公共交通会議の収支決算について、関係諸帳簿及び証票書類等を監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

平成28年 5月 19日

監査委員 徳田武治  印

平成28年 5月 19日

監査委員 浅上一博  印

【 協議事項 】

(1) 平成28年度の 協議内容 及び 予算(案)について

①平成28年度の協議内容

月	公共交通会議	再編実施計画(調整) ※実施者:八代市	計画推進事業 (八代市モビリティ・ マネジメント推進事業) ※実施者:八代市
4		産交バス(株)との調整 八代市タクシー協会との調整 運輸局への相談	
5	第1回地域公共交通会議 (文書協議)		<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通調査事業(計画推進事業)交付申請 地域公共交通調査事業(計画推進事業)交付決定
6			<ul style="list-style-type: none"> 市補正予算
7	第2回地域公共交通会議		<ul style="list-style-type: none"> プロポーザル方式による委託業者の公募・選定
8			<ul style="list-style-type: none"> 契約 モビリティ・マネジメント用の啓発冊子・総合時刻表等の作成開始
9			<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子・総合時刻表等完成
10	第3回地域公共交通会議	再編実施計画の調整状況を 運輸局へ報告	
11		再編実施に向け、 詳細まで確定させる作業	<ul style="list-style-type: none"> 転入者・居住者へのモビリティ・マネジメントを実施
12			
1			
2			
3	第4回地域公共交通会議	運輸局へ認定申請	<ul style="list-style-type: none"> 事業結果とりまとめ 実績報告

※ 事業の状況により公共交通会議の開催時期・回数等に変更する場合があります。

③ 成28年度予算(案)

【歳入】 (円)

款	項	目	節	前年度予算 (A)	本年度 予算 (B)	比較 (B)-(A)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金		0	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 国補助金	9,498,000	0	△9,498,000	
			2 市補助金	3,408,000	0	△3,408,000	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	35	35	H27 年度分利子
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入		0	15	15	H28 年度分利子
合 計				12,906,000	50	△12,905,950	

【歳出】 (円)

款	項	目	節	前年度予算 (A)	本年度 予算 (B)	比較 (B)-(A)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 報酬	178,000	0	△178,000	
			9 旅費	23,000	0	△23,000	
	2 事務費	1 事務費	12 役務費	8,000	0	△8,000	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	13 委託料	12,697,000	0	△12,697,000	
3 予備費	1 予備費	1 予備費		0	50	50	
合 計				12,906,000	50	△12,905,950	

※ 平成 28 年度以降の予算の取り扱いについて

平成 28 年度から、計画推進事業の補助対象事業者に地方公共団体が追加されたため、今年度の計画推進事業は八代市が直接実施します。よって、今年度、八代市地域公共交通会議が実施する事業として支出する予算はありません。また、現在のところ、次年度以降についても予定はありません。

【その他】

(1) 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））について 【資料 2】

- ・八代市地域公共交通網形成計画における、
「6-2-(5)公共交通の有効活用に関する施策展開」
「①積極的な広報・分かりやすい情報提供や利用の“きっかけ”づくりの実施」
「③モビリティ・マネジメントの実施」
を推進するため、補助金の交付申請を行い実施。
- ・平成28年度から、補助対象事業者に地方公共団体が追加されたため、八代市で交付申請を行い、交付決定。

(2) 再編実施計画の調整状況について

① 産交バス(株)との調整状況について

【現況】

- ・路線を変更するバス路線について、距離の測定や新設するバス停の位置などを確認中。
- ・再編に必要な準備に関するスケジュールを作成中。

【今後の予定】

- ・9月までに、変更するバス路線の路線を確定
- ・3月までに、全路線のバスや運転手の配置（交番）等を作成

② 八代市タクシー協会との調整状況について

- ・路線バスから乗合タクシーに移行する路線について、協議中
- ・乗合タクシーに移行する路線は、基本的にジャンボタクシーでの運行を想定
- ・ジャンボタクシーの必要台数等、個別対応が困難な場合を想定し、熊本運輸支局に相談しながら、連携した組織での対応を検討中。

③ 再編実施計画の認定について

- ・昨年度策定した素案等を4月に国へ提出
- ・国から、素案について指摘があったため、その点について、関係機関との調整や資料を作成中。

④ その他

A) 東陽地域：平野・栗林団地への種山線乗り入れについて

- ・5月26日に、氷川署、産交バス(株)、氷川町（都合により欠席）、八代市（東陽支所、企画政策課）で、種山線の見直し予定場所について現地確認。
- ・現在、現地確認の結果を踏まえ、関係機関と調整中。

B) 泉地域：五家荘地区における公共交通不便地域の対応について

- ・現在、公共交通不便地域の解消も含めた地域振興策の一環として、タクシーをグループで乗り合わせて利用する仕組み等を検討中。
- ・熊本県立大学の「地域貢献研究事業」の採択を受け、八代市地域公共交通会議委員である柴田准教授に担当教員として協力いただき、研究を行う予定。
- ・加えて、熊本県の「集落サポートプロジェクト事業」にも事業を提案し、採択されれば、新たな仕組みを試行。

(3) バス利用者からのご意見・ご提案について

- ・現在、利用者からの「ご意見・ご提案」をご記入いただく用紙を路線バスの車内に設置している。利用者からいただいた「ご意見・ご提案」を紹介。

(4) 夏休み子ども定期券（Kidsパス）の販売について

- ・産交バスが毎年実施している取り組みで、バスの利用促進を図るとともに、バスに対する親近感を育み、将来の安定した利用者確保を図るため、夏休みの期間限定で、小学生を対象とした低価格のフリー定期券を販売。

(5) 夏休み中学生・高校生定期券の販売について

- ・平成28年熊本地震に伴う、中学校・高校の休校により、夏休みが短くなっていることから、バスで通学する生徒の経済的な負担を軽減すべく、平成28年に限定して夏休み中学生・高校生定期券を格安で発売。

九運交企第 3 2 号の 2
平成 2 8 年 5 月 2 3 日

熊本運輸支局長 殿

九州運輸局長

平成 2 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付決定について

標記について、別紙通知書のとおり補助金の交付決定を行ったので、補助対象事業者あて通知願います。



九運交企第 3 2 号
平成 2 8 年 5 月 2 3 日

八代市
市長 中村 博生 殿

九州運輸局長



平成 2 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付決定通知書

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付けで申請のあった「平成 2 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画推進事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業 地域公共交通調査事業 (計画推進事業)
2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	4, 222, 800 円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	2, 111, 400 円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通再編調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令 (昭和 30 年制令第 255 号) 及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

平成 2 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名：八代市

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】 平成28年度八代市地域公共交通網形成計画の推進事業</p> <p>【内容】 ・転入者・居住者を対象としたモビリティ・マネジメントの実施</p>	<p>着手予定日： 交付決定日以降</p> <p>完了予定日： 平成29年3月31日</p>	4,222,800	2,111,400

事 務 連 絡
平成 2 8 年 5 月 2 3 日

八代市 市長 殿

九州運輸局 交通政策部 交通企画課長

平成 2 8 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付決定通知書

標記については、別途、平成 2 8 年 5 月 2 3 日付け九運交企第 3 2 号にて補助金の交付決定を通知したところですが、限られた予算の中で、効率的かつ効果的に執行する観点から、下記の事項について了知願います。

記

1. 交付決定後、事業の契約を行った場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 126 条において準用する第 115 条第 1 項 (*1) に基づく状況報告書を委託業務についての契約終了後、速やかに提出をお願いします。
2. 国土交通省においては、上記 1. の状況報告書等を踏まえ、必要に応じ、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第 10 条第 1 項 (*2) に基づき、交付決定の変更を行うこととしています。

【参考】

(*1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 115 条第 1 項
(状況報告)

第 115 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 5-5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(*2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 10 条第 1 項
(事情変更による決定の取消等)

第 10 条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。





暮らし・相談・防災



健康・福祉



教育・文化・スポーツ



しごと・産業



市政

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [暮らし・相談・防災](#) > 八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル）の実施について

[もっと見る \(全7件\)](#)

八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務に係る企画提案競技（公募型プロポーザル）の実施について

最終更新日：2016年6月27日 | 企画振興部 企画政策課 TEL：0965-33-4104 FAX：0965-32-8944 | [✉: kikaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:kikaku@city.yatsushiro.lg.jp)

八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務を委託するにあたり、広く提案を募集し、最も優れた提案者を当該業務の受注者として選定するため、企画提案競技（プロポーザル）に参加する事業者を公募します。つきましては、多くの皆さまに企画提案いただきたいと思っておりますので、ご応募よろしくお願いたします。

●委託業務の概要









- (1) 事業名称 八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務
- (2) 業務内容 別紙「八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務 仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成29年3月23日まで
- (4) 委託金額 4,222,800円以内（消費税及び地方消費税を含む）

●企画提案書の提出等について

企画提案書の作成及び質問の方法等については「八代市モビリティ・マネジメント推進事業業務に係る企画提案競技実施要領」に基づくものとする。


- (1) 提出期限 平成28年7月19日（火曜日）まで
- (2) 提出方法：持参（平日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送による。
※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先：〒869-4292 八代市鏡町内田453-1
八代市企画振興部企画政策課 企画係（鏡支所内）

【関係資料】

-  [実施要領](#) (PDF：56.5キロバイト)
-  [仕様書](#) (PDF：58.8キロバイト)
-  [Q&A](#) (PDF：58.7キロバイト)
-  [様式1 質問書](#) (ワード：33.5キロバイト)
-  [様式2 企画提案書届出書](#) (ワード：30キロバイト)
-  [様式3 業務実施体制調書](#) (ワード：42キロバイト)
-  [様式4 受託業務実績](#) (ワード：40.5キロバイト)
-  [様式5 辞退届](#) (ワード：30キロバイト)

このページに関する お問い合わせは	企画振興部 企画政策課 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25
	電話：0965-33-4104 ファックス：0965-32-8944 ✉ kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

(ID:5760)

 このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます







別ウィンドウで開きます

※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[ページの先頭へ](#)

[サイトの考え方](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

課長	課長補佐	主管係	係
			

熊本大地第18号
平成28年6月8日

八代市長様

熊本県立大学長 半藤 英明
(公印省略)

平成28年度熊本県立大学地域貢献研究事業について（通知）

先にご提出いただきました研究課題調査票に基づく研究テーマについて、下記のとおり採択しましたのでお知らせします。

なお、研究の実施にあたっては、担当教員と協議のうえ、適切に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

研究課題名：人口集積が少ないが広い範囲で公共交通不便地域が分布する山間部での公共交通の導入について

担当教員名：環境共生学部 居住環境学科准教授 柴田祐

研究課題名：八代市の教育におけるICT活用による授業改善及び最適な環境整備について

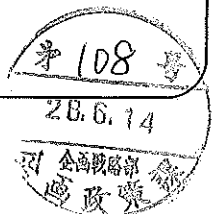
担当教員名：総合管理学部教授 宮園博光

熊本県立大学 地域連携・研究推進センター 高本

TEL：096-321-6612

FAX：096-387-2987

E-mail：at-sushi@pu-kumamoto.ac.jp



資料4-①

八代市の

公共交通に関する

ご意見・ご提案について

【タイトル】 (例) 乗り継ぎ時間の短縮について など

松橋産交 ▶ イモモハ宇城へ 本数をふやしてほしい。

6/29 (水) 松橋産交までは ①⑧ 近町 (16.26) 松橋産交 (17.05)

(17.13 迄)

以下、具体的な内容を記載してください。

かりがえは、17.30最終便
一軒まで

① 小川8尺から イモモハ宇城へ シャトルバスを出してほしい。

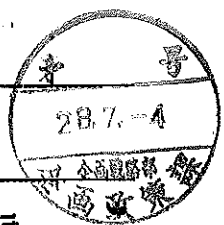
② 熊本市内から のりつむさ おそくまで運行してほしい。

(以上)

③ ICカードが 2016. 2. 23 (水) から 使える様になりました。

後には、熊本市から 八代市を のりつむさ 予定

(※ 混雑がないうち)



貴重なご意見、ご提案ありがとうございました。

ご記入いただきましたら、
バスの運転手、産交バス(株)八代営業所、八代市役所 企画政策課 へ
お渡しください。
または、FAX: 0965-52-8123 (八代市役所 企画政策課) まで。

課長 課長補佐 主管係長 係

八代市の

公共交通に関する ご意見・ご提案について

【タイトル】 (例) 乗り継ぎ時間の短縮について など

- 産交バスの終点の延長について (三号線 松橋 ~ ^{八代}営業所)
- ゆめバス循環線の 路線について

以下、具体的な内容を記載してください。

◦ いつも 3号線 経由の産交バスでお世話になっております。

運転免許をもちない私達はバスが唯一の外出の足です。

市内循環バスが出来たら終点は (又は始点) 市役所までとなり 営業所方面は行けなくなりました。^例(ゆめタウンに行くには市役所下車 循環バス乗り換え) (時間待ちが長い)

◦ ゆめバスで便利にはな 校区もありますか (どこまでも100円)

同じ八代市民として、路線の拡張をお願いします。

例) 八代駅 ~ 宮地 ~ 興善寺 ~ 千丁 ~

※ 本数は少くとも、住民は喜ぶと思います。



※ 先日市役所バス停に (千丁支所) 料無料乗車と時間内の貼紙あり
よかったです。貴重なご意見、ご提案ありがとうございました。

ご記入いただきましたら、
バスの運転手、産交バス(株)八代営業所、八代市役所 企画政策課 へ
お渡しください。
または、FAX: 0965-52-8123 (八代市役所 企画政策課) まで。

資料4-③

課長	課長補佐	主幹係	係
			

八代市の 公共交通に関する ご意見・ご提案について

【タイトル】 (例) 乗り継ぎ時間の短縮について など

バスの便数と路線を増やしてほしい。



以下、具体的な内容を記載してください。

- ① 三大バスの乗り継ぎを右折か、
左折か、
まわりの共に早くしてほしい 増便でも
- ② マチババスを新八代駅又は八代駅へおきかえ
乗入してほしい。また便数を1増やしてほしい。
- ③ おバスのバスの始発終点を産交にしてください。

理由、乗換時のMLも毎時間のたしめ村

市役所前のバス停はトイレがなく歩道なので危ない。又ついで
にせたい。再モマリのこのお

要項により路線を増やしてほしい。

又 西バスの路線延長 又 新八代へ直線し つまの道の





貴重なご意見、ご提案ありがとうございました。

ご記入いただきましたら、
バスの運転手、産交バス(株)八代営業所、八代市役所 企画政策課 へ
お渡しください。
または、FAX: 0965-52-8123 (八代市役所 企画政策課) まで。

八代市の公共交通に関するご意見・ご提案について

【タイトル】 (例) 乗り継ぎ時間の短縮について など

発着地点の見直しについて

課長	課長補佐	主簿係	係
			

号
28.6.22
企画政策課

以下、具体的な内容を記載してください。

普段から、公共交通機関を使用したいと感じています。しかし、八代市役所発着では、どこに行くにも不便で仕方ないため、自家用車利用に方針が固まっています。

JRの駅である有佐・新八代・八代を起点として、JRの列車の時刻に接続するようとして頂けないでしょうか。熊本や特急に行く時にも乗換入とJRが接続していただき利用しやすくなります。本内各所へも新八代駅等で乗り換えが出来るように思います。新幹線線路に立派なターミナルがあるのは利用しやすいため、ありがたいと思います。労災病院発着や市役所発着では不便です。

また、新八代が土日休みでも五ヶ荘方面へバスを出すべきだと思います。八代市の観光客多いため、入客からしか対応できないのは不利を覚悟したいと思います。

貴重なご意見、ご提案ありがとうございました。
また、週末の日でも新幹線方面から八代へのバスが深夜入客が多いです。

ご記入いただきましたら、
バスの運転手、産交バス(株)八代営業所、八代市役所 企画政策課へお渡しください。
または、FAX: 0965-52-8123 (八代市役所 企画政策課) まで。

交政第 50 号の 6
平成 28 年 6 月 29 日

熊本県バス対策協議会
各地域ブロック協議会長 様

熊本県バス対策協議会長

バス路線の輸送サービス内容変更について（通知）

このことについて、県内バス事業者各社から、別添のとおり申出がありましたので、熊本県バス対策協議会運営要領第 2 条第 2 項の規定により通知します。

つきましては、同要領第 8 条の規定による協議のうえ、その結果を報告くださるようお願いします。

熊本県バス対策協議会事務局
熊本県企画振興部交通政策・情報局
交通政策課 地域交通班 担当 池田
TEL : 096-333-2167
FAX : 096-385-4815
E-mail : ikeda-s-da@pref.kumamoto.lg.jp

産バス第28の126号
平成28年6月17日

熊本県バス対策協議会 御中

熊本市西区上代四丁目13番34号
産交バス株式会社
代表取締役 岩崎 司晃

バス路線の輸送サービス内容変更について

熊本県バス対策協議会運営要領第5条（輸送サービスの内容を変更する旨の申し出）の規定に基づき、輸送サービス内容変更等について、下記のとおり申し出します。

記

1. 申し出者住所、氏名及び代表者氏名
住 所 熊本市西区上代四丁目13番34号
名 称 産交バス株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎 司晃
2. 申し出の内容
夏休み子ども定期券の販売
3. 申し出の理由
小学生を対象とした低価格のフリー定期券の期間限定発売により、バスの利用促進を図るとともに、バスに対する親近感を育み将来の安定した利用者確保を図るため。
4. 実施予定日
平成28年7月21日適用開始
5. 添付資料
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書
利用範囲図



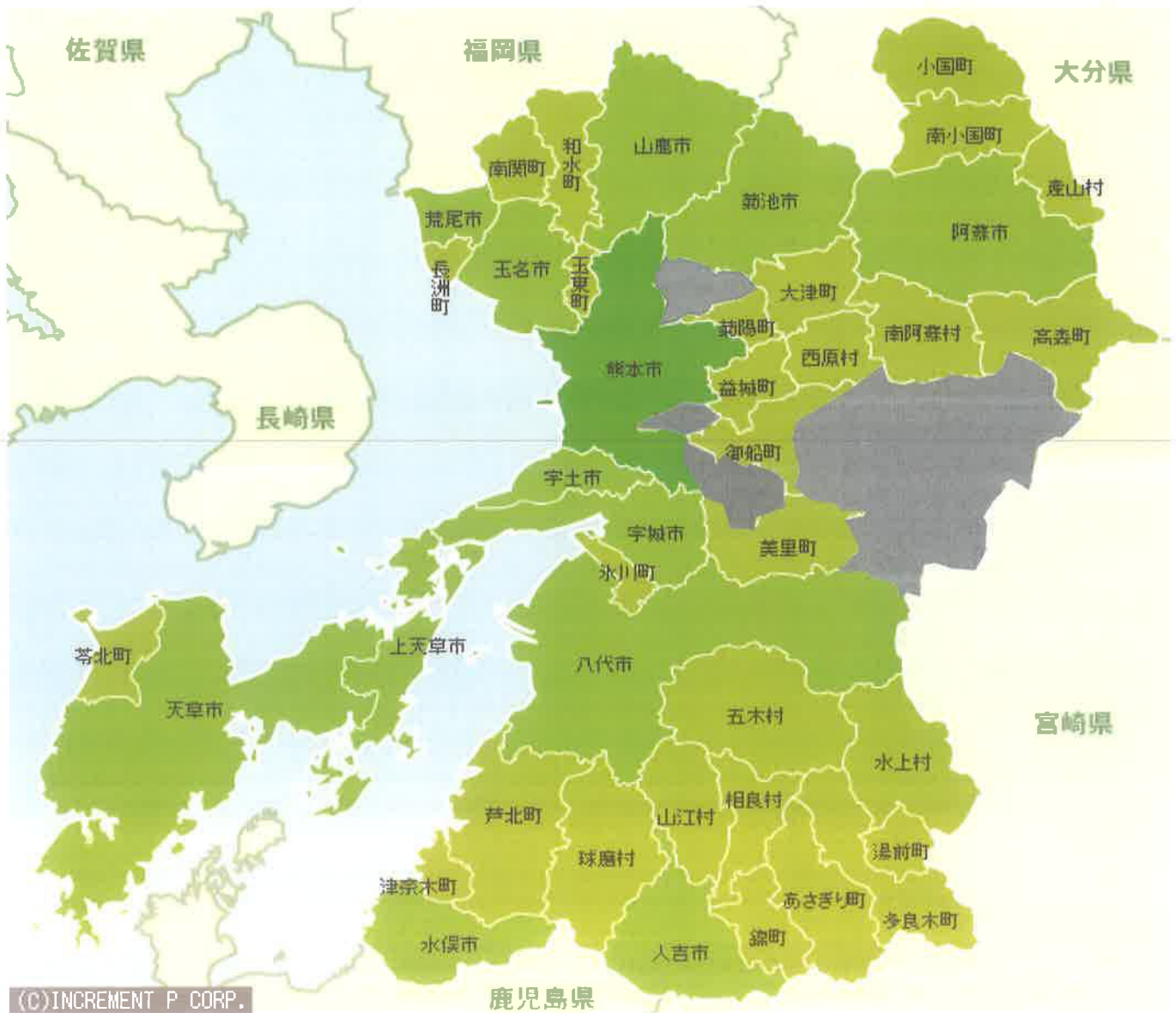
Kidsパス利用可能市町村

＜九州産交バス路線＞7市町

熊本市・菊陽町・大津町・宇土市・宇城市・山鹿市・益城町

＜産交バス路線＞ 41市町村

荒尾市・長洲町・南関町・玉名市・和水町・玉東町・山鹿市・菊池市・小国町・南小国町・産山村・阿蘇市・大津町・熊本市・益城町・西原村・南阿蘇村・高森町・御船町・美里町・宇土市・宇城市・氷川町・八代市・五木村・水上村・湯前町・多良木町・五木村・相良村・あさぎり町・錦町・山江村・人吉市・球磨村・芦北町・津奈木町・水俣市・苓北町・上天草市・天草市



交政第50号の3
平成28年6月8日

熊本県バス対策協議会
関係地域ブロック協議会長 様

熊本県バス対策協議会長

バス路線の輸送サービス内容変更について（通知）

このことについて、九州産交バス株式会社代表取締役 森敬輔氏及び産交バス株式会社代表取締役 岩崎司晃氏から、別添のとおり申出がありましたので、熊本県バス対策協議会運営要領第2条第2項の規定により通知します。

つきましては、同要領第8条の規定による協議のうえ、その結果を報告くださるようお願いいたします。

熊本県バス対策協議会事務局
熊本県企画振興部交通政策・情報局
交通政策課 地域交通班 担当 池田
TEL : 096-333-2167
FAX : 096-385-4815
E-mail : ikeda-s-da@pref.kumamoto.lg.jp

産バス第 28 の 128 号
平成 28 年 6 月 6 日

熊本県バス対策協議会 御中

熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号
産交バス株式会社
代表取締役 岩崎 司晃



バス路線の輸送サービス内容変更について

熊本県バス対策協議会運営要領第 5 条（輸送サービスの内容を変更する旨の申し出）の規定に基づき、輸送サービス内容変更等について、下記のとおり申し出します。

記

1. 申し出者住所、氏名及び代表者氏名
住 所 熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号
名 称 産交バス株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎 司晃
2. 申し出の内容
夏休み中学生・高校生定期券の販売
3. 申し出の理由
平成 28 年熊本地震に伴う中学校及び高校の休校により、中学生・高校生は夏休みが短くなり、通学期間が長くなります。そこで、バスで通学をする方の経済的な負担を軽減すべく、平成 28 年に限定して夏休み中学生・高校生定期券を格安にて発売致します。
4. 実施予定日
平成 28 年 7 月 19 日適用開始
5. 添付資料
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書（運輸支局提出用）
利用範囲図



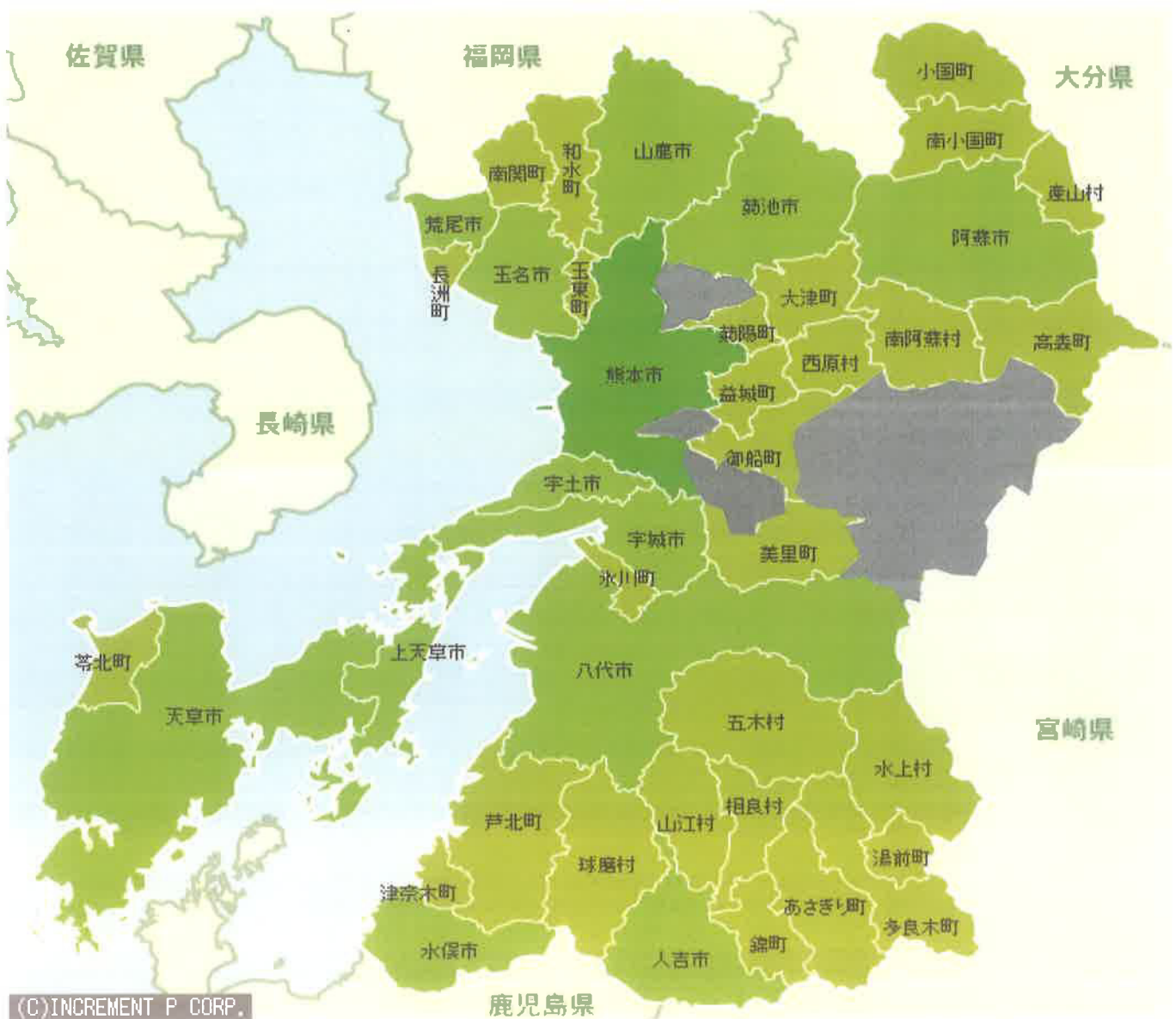
CKP（シーケーピー）利用可能市町村

＜九州産交バス路線＞7市町

熊本市・菊陽町・大津町・宇土市・宇城市・山鹿市・益城町

＜産交バス路線＞ 41市町村

荒尾市・長洲町・南関町・玉名市・和水町・玉東町・山鹿市・菊池市・小国町・南小国町・産山村・阿蘇市・大津町・熊本市・益城町・西原村・南阿蘇村・高森町・御船町・美里町・宇土市・宇城市・氷川町・八代市・五木村・水上村・湯前町・多良木町・五木村・相良村・あさぎり町・錦町・山江村・人吉市・球磨村・芦北町・津奈木町・水俣市・苓北町・上天草市・天草市



産バス第 28 の 129 号
平成 28 年 6 月 6 日

九州運輸局長
竹田 浩三 殿

熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号
産交バス株式会社
代表取締役 岩崎 司晃

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

この度、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいと存じますので道路運送法第 9 条及び、同法施行規則 9 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 住所、氏名及び代表者名

住 所 熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号
名 称 産交バス株式会社
代表者氏名 代表取締役 岩崎 司晃

2. 設定しようとする路線

一般バス路線、快速バス(あまくさ号・たかもり号)

3. 運賃の種類、額及び適用方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 種類 | 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃(特殊定期旅客運賃) |
| (2) 定期券の名称 | 夏休み中学生・高校生定期券「CKP(シーケーピー)」 |
| (3) 適用期間 | 平成 28 年 7 月 19 日から平成 28 年 8 月 31 日までの 44 日間の 1 種類 |
| (4) 発売額 | 定期旅客運賃 44 日間 4,000 円(中学生及び高校生のみ) |
| (5) 適用方法 | 平成 26 年 3 月 4 日付け、自旅第 537 号をもって認可を受けました適用方法によります |

4. 適用する期間または区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用区間

高速バス、特急バス、九州横断バス、空港リムジンバス、定期観光バスを除く
 熊本県内(添付資料を参照)を運行する一般路線バス。

また、深夜バス(区間運賃を別途収受する)、臨時バス(当社が指定した場合を除く)は利用できません。

(2) その他の条件

①九州産交バス株式会社及び、産交バス株式会社は2社共通に使用可とします

②身体障害者・知的障害者・精神障害者割引は、設定しません

③払戻しに際しては、1乗車 200 円として1日2回(1往復)の利用があったものとし、これに経過日数を乗じて算出した使用額と所定の払戻手数料(520円)の合計額を、発売額(4,000円)から差し引いた金額を払い戻します

払戻額 = 4,000 円 - {(200 円/回 × 2 回/日) × 経過日数(日) + 払戻手数料(520 円)}

④不正利用に際しては、当該乗車時の普通旅客運賃とは別に、1乗車 200 円として1日2回(1往復)の利用があったものとし、通用開始日又は販売日及び通用期間後の経過日数と追徴金割増率(2倍)をそれぞれ乗じた金額を収受します

追徴額 = (200 円/回 × 2 回/日) × 経過日数(日) × 割増率(200%)

5. 実施運賃の割引率

89.2%(最高通学定期旅客運賃「交通センター～南関上町」間 36,980 円に対して)

6. 実施予定日及び発売開始日

(1) 実施予定日 平成 28 年 7 月 19 日

(2) 発売開始日 平成 28 年 7 月 4 日

7. その他

添付資料・・・CKPの利用範囲図

8. 届出理由

平成 28 年熊本地震に伴う中学校及び高校の休校により、中学生・高校生は夏休みが短くなり、通学期間が長くなります。そこで、バスで通学をする方の経済的な負担を軽減すべく、平成 28 年に限定して夏休み中学生・高校生定期券を格安にて発売致します。

以上

○八代市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月27日

告示第34号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、本市に地域公共交通会議を設置する。

(名称)

第2条 地域公共交通会議の名称は、八代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）とする。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、八代市松江城町1番25号（八代市役所内）に置く。

(所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 市長又は市長が職員のうちから指名するもの
- (2) 次に掲げる者の中から市長が委員に委嘱するもの
 - ア 本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
 - イ 本市において一定規模の旅客運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者を代表する者
 - ウ 本市において一定規模の旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
 - エ アの事業者が属する一般乗合旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - オ イの事業者が属する一般貸切旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - カ ウの事業者が属する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - キ 住民を代表する者
 - ク 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
 - ケ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
 - コ 道路管理者の関係職員
 - サ 熊本県警察の関係職員
 - シ 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者

(委員の任期)

第6条 前条第2号の規定により委嘱された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号の規定により委嘱された委員（同号キ及びシの規定により委嘱された委員を除く。）が同号に掲げる者（同号キ及びシに掲げる者を除く。以下この項において同じ。）でなくなったときは、当該委員の任期は、同号に掲げる者でなくなった日の前日までとする。

3 前条第2号の規定により委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第7条 交通会議に会長を置き、第5条第1号に掲げる委員をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開とする。

5 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、交通会議の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画振興部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 交通会議に、監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日告示第27号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日告示第5号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の八代市地域公共交通会議設置要綱の規定により設置された八代市地域公共交通会議の委員に委嘱されている者で残任期間を有するものは、当該残任期間に限り、改正後の八代市地域公共交通会議設置要綱の規定により設置された八代市地域公共交通会議の委員に委嘱された者とみなす。

附 則 (平成27年1月23日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

(敬称略)

道路運送法施行規則第9条の3の規定		団体名	役職	氏名	備考
地域公共交通会議を主催する市	1	八代市	副市長	永原 辰秋	
一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	2	産交バス(株)	八代営業所長	坂田 秀貴	
	3	(株)麻生交通	代表取締役	麻生 伸一	
	4	一般社団法人 熊本県バス協会	専務理事	富田 廣志	
	5	一般社団法人 熊本県タクシー協会	専務理事	吉田 光義	
	6	八代市タクシー協会	会長	神園 喜八郎	
	住民又は旅客	7	八代市身体障害者福祉協議会	会長	渡瀬 隆
8		八代市地域婦人会連絡協議会	会長	堀田 陽子	
9		八代市老人クラブ連合会	会長	米田 常男	
10		八代地域	代表	徳田 武治	
11		坂本地域	代表	谷口 信吾	
12		千丁地域	代表	上 五雄	
13		鏡地域	代表	岡田 敏夫	
14		東陽地域	代表	後村 新一	
15		泉地域	代表	竹村 博文	
地方運輸局長	16	九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	小原 勝	
	17	九州運輸局 熊本運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	田上 英昭	
一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が組織する団体	18	全九州産業交通労働組合	書記長	貢 博之	
道路管理者	19	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 八代維持出張所	所長	長野 秀隆	
	20	熊本県 県南広域本部	維持管理課長	澤田 誠一	
	21	八代市 建設部	土木課長	松本 浩二	
熊本県警察	22	八代警察署	交通第一課長	松永 康裕	
	23	氷川警察署	地域・交通課長	磯崎 将志	
学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められるもの	24	熊本県立大学	環境共生学部 居住環境学科 准教授	柴田 祐	
	25	八代校長会	八代小学校 校長	淵上 一博	
	26	熊本県	交通政策課 審議員	前田 隆	
	27	氷川町	総務課長	陳野 信次	
	28	八代市	企画振興部長	福永 知規	